

環境保全調査業務委託仕様書

(適用範囲)

第1条 本仕様書は、二上浄化センター及び神通川左岸浄化センターの環境保全調査業務委託の仕様書として、当該業務に必要な事項について定めるものとする。

(業務の内容)

第2条 業務内容は、二上浄化センター及び神通川左岸浄化センターそれぞれの施設における排ガス、臭気、騒音振動、また、二上浄化センター周辺地域の土壤の調査を行うとともにその結果について解析するものとする。

(法令遵守)

第3条 受注者は、委託業務の履行にあたり大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)、悪臭防止法(昭和46年法律第91号)、騒音規制法(昭和43年法律第98号)、振動規制法(昭和51年法律第64号)、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)、農用地の土壤の汚染防止等に関する法律(昭和45年法律第139号)、計量法(平成4年法律第51号)、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)及びその他関連する法律を遵守して、業務を処理しなくてはならない。なお、最新の法令改正等に従い業務を履行し、履行期間中の改正等については、発注者と受注者において協議し決定するものとする。

(提出書類)

第4条 提出書類は以下に示すとおりとする。

(1)業務着手時に提出する書類

- ①業務着手届(様式第16-1号)
- ②業務工程表(様式第17-1号)
- ③管理技術者等届(様式第18-1号)
(管理技術者については社員証の写し、照査技術者については社員証並びに計量法による環境計量士登録証の写しをそれぞれ添付するものとする。)
- ④計量法による計量証明事業登録の写し
- ⑤計量法による計量証明事業登録簿の謄本の写し
- ⑥環境計量士(濃度及び騒音・振動関係)登録証の写し
- ⑦臭気判定士免状の写し
- ⑧計量証明に使用する計量器の名称、性能及び数を明示した書類
- ⑨試料の採取手順及び分析項目ごとの分析手法(フロー)を記した書類

(2)業務完了時に提出する書類(年度完了毎に提出)

- ①業務委託完了届(様式第20-1号)
- ②調査報告書(A4版) 各浄化センター2部
- ③調査報告書が記録された電子媒体(CD-R等) 1式
- ④測定値を記録したチャート紙等の関係資料 1部
- ⑤業務記録写真 1部

(3)その他、調査職員が提出するように指示した書類

(技術者の配置等)

第5条 受注者は、照査技術者に環境計量士を配置し、その他当該業務に関連する技術者を揃え、的確に業務を履行しなければならない。

2 照査技術者は、業務全体の総括責任者として高度な技術を有し、かつ監理能力のあるものでなければならない。

3 環境計量士は、各調査物質等の計量を証明しなければならない。

(業務記録写真)

第6条 受注者は、業務の状況が判断できる業務記録写真を提出しなければならない。

2 業務記録写真は、業務の進行順序に従い、撮影箇所及び説明等を記入しなければならない。

(調査)

第7条 受注者は、環境保全調査を以下に示すとおりに行わなければならない。

(1)排ガス調査

①調査の実施場所

別添の図面及び発注者の指示による。

②調査の実施回数(1ヶ年あたり)

	二上浄化センター	神通川左岸浄化センター
溶融炉用煙突	6回	6回
ボイラー煙突等	4回	4回

③調査の実施時期

別添の環境保全調査実施予定表及び発注者の指示による。

④試料の採取及び分析

試料の採取及び分析は、溶融炉用煙突及びボイラー等各々について、次に掲げる項目を大気汚染防止法に定める方法により行うものとする。

測定項目	溶融炉用煙突	ボイラー煙突等
硫黄酸化物	○	○
ばいじん	○	○
塩化水素	○	—
窒素酸化物	○	○
水銀	○	—

(2)臭気調査

①調査の実施場所

別添の図面及び発注者の指示による。

②調査の実施回数等(1ヶ年あたり)

	二上浄化センター	神通川左岸浄化センター
敷地境界	11カ所/回×4回(44検体)	4カ所/回×4回(16検体)
臭突口	3カ所/回×4回(12検体)	7カ所/回×4回(28検体)
臭突口(硫黄系4物質のみ)	3カ所/回×8回(24検体)	7カ所/回×8回(56検体)
脱臭設備流入	—	11カ所/回×4回(44検体)
排気チャンバー	—	4カ所/回×4回(16検体)

※脱臭設備流入測定は、臭突口測定(年4回)と同時期に行うものとする。

③調査の実施時期

別添の環境保全調査実施予定表及び発注者の指示による。

④試料の採取及び分析

敷地境界、臭突口、脱臭設備流入等それぞれの検体について、悪臭防止法に基づき、次の表の測定物質を、特定悪臭物質の測定の方法(昭和47年環境庁告示第9号)により行うものとする。官能試験については、臭気指数の算定方法(平成7年環境庁告示第63号)により行い、臭気濃度及び臭気指数等で評価すること。尚、分析方法は最新の法改正によるものとする。

測定物質	二上浄化センター			神通川左岸浄化センター				
	敷地境界	臭突口	臭突口 (硫黄系4 物質)	敷地 境界	臭突 口	臭突口 (硫黄系4 物質)	脱臭 設備 流入	排気 チャン バー
アンモニア	11ヶ所/回×4回 (44検体)	3ヶ所/回×4回 (12検体)	—	4ヶ所/回× 4回(16検 体)	7ヶ所/回× 4回(28検 体)	—	11ヶ所/回 ×4回(44 検体)	—
硫黄系4物質	同上	同上	3ヶ所/回×8回 (24検体)	同上	同上	7ヶ所/回×8回 (56検体)	同上	—
トリメチルアミン	同上	同上	—	同上	同上	—	—	—
アセトアルデヒド	同上	同上	—	同上	同上	—	11ヶ所/回 ×4回(44 検体)	—
スチレン	同上	同上	—	同上	同上	—	—	—
低級脂肪酸4物質	同上	同上	—	同上	同上	—	—	—
官能試験	—	同上	—	—	—	—	—	4ヶ所/回× 4回(16 検体)

硫黄系4物質：メチルメルカプタン、硫化水素、硫化メチル、二硫化メチル

低級脂肪酸4物質：プロピオン酸、ノルマル酪酸、ノルマル吉草酸、イソ吉草酸

(3)騒音調査及び振動調査

①調査の実施場所

別添の図面及び発注者の指示による。

②調査の実施回数(1ヶ年あたり)

調査の実施回数は年2回とし、騒音調査と振動調査は同日に実施するものとする。

	二上浄化センター	神通川左岸浄化センター
騒音調査	年2回、11地点	年2回、4地点
振動調査	年2回、11地点	年2回、4地点

③調査の実施時期

別添の環境保全調査実施予定表及び発注者の指示による。

④調査の方法

騒音・振動の測定は、騒音規制法及び振動規制法に定める方法により、次に掲げる時間帯において、それぞれの定める回数を行う。

ア 騒音

- ・朝(午前6時から午前8時まで)：1回
- ・昼(午前8時から午後7時まで)：2回
- ・夕(午後7時から午後10時まで)：1回
- ・夜(午後10時から午前6時まで)：2回

イ 振動

- ・昼(午前7時から午後8時まで)：2回
- ・夜(午後8時から午前7時まで)：2回

(4)土壤調査(二上浄化センターのみ)

①調査の実施場所

別添の図面及び発注者の指示による。(16地点)

②調査の実施回数(1ヶ年あたり)

調査の実施回数は年1回とし、実施時期は、発注者の指示によるものとする。

③試料の採取及び分析方法

試料の採取方法は、5地点混合方式による。ただし、中心地点周辺東西南北方向は、1~3mとする。
なお、試料の採取にあたっては、事前に採取場所の土地の所有者あるいは管理者に調査の了解を得

ておくものとする。

試料の分析は次の方針により行うものとする。

尚、分析方法は最新の法改正によるものとする。

ア カドミウム及びその化合物

農用地土壤汚染対策地域の指定要件に係るカドミウムの量の検定方法を定める省令(昭和 46 年 6 月 24 日農林省令第 47 号)

イ 銅及びその化合物

農用地土壤汚染対策地域の指定要件に係る銅の量の検定方法を定める省令(昭和 47 年 10 月 27 日総理府令第 66 号)

ウ 六価クロム化合物

産業廃棄物含まれる金属等の検定方法(昭和 48 年 2 月 17 日環境庁告示第 13 号)

エ 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物

産業廃棄物含まれる金属等の検定方法(昭和 48 年 2 月 17 日環境庁告示第 13 号)

オ 含水率

産業廃棄物含まれる金属等の検定方法(昭和 48 年 2 月 17 日環境庁告示第 13 号)

(解析等)

第8条 受注者は、充分な現地踏査を行い、発注者が提供する過年度の調査資料と比較検討し、浄化センター運転による周辺環境への影響、脱臭設備の処理性能について解析及び考察を行うものとする。

(報告)

第9条 受注者は、分析測定結果の報告を速やかに行うものとする。また、報告書は浄化センターごとに年1冊にまとめるものとする。測定ごとの結果は、以下の期間内に報告しなければならない。

- | | |
|--------------|----------------|
| ・排ガス及び土壤調査 | : 調査実施後 10 日以内 |
| ・騒音、振動及び臭気調査 | : 調査実施後 20 日以内 |
| ・脱臭設備機能調査 | : 調査実施後 30 日以内 |

(暴力団関係者から不当な介入を受けた場合の措置)

第 10 条 受注者は、本業務を実施するに当たり、暴力団関係者から不当な介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否し、不当な介入があった時点で速やかにその旨を調査職員に報告するとともに、警察に届け出なければならない。また、再委託業者に対しては、暴力団関係者から不当な介入を受けた場合には、速やかにその旨を報告するよう指導し、再委託業者から報告を受けた受注者は、速やかにその旨を調査職員に報告するとともに、警察に届け出なければならない。

(疑義の解釈)

第 11 条 この仕様書の各条項に疑義が生じた場合、又は定めのない場合には、発注者と受注者において協議してこれを定めるものとする。

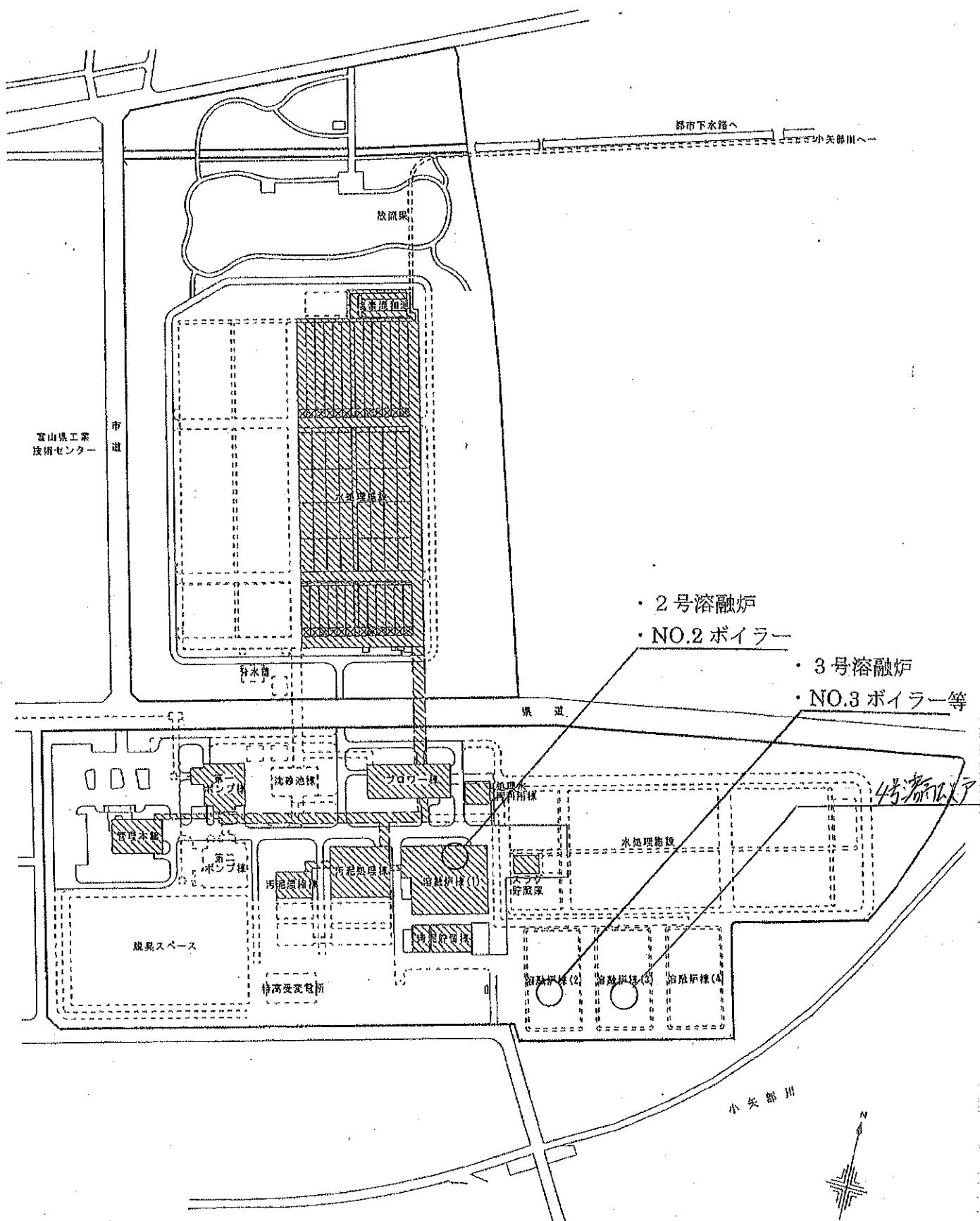
環境保全調查業務委託年間予定表

神通川左岸淨化センター 月別予定表

排ガス調査位置図

3箇所

小矢部川流域下水道
二上浄化センター



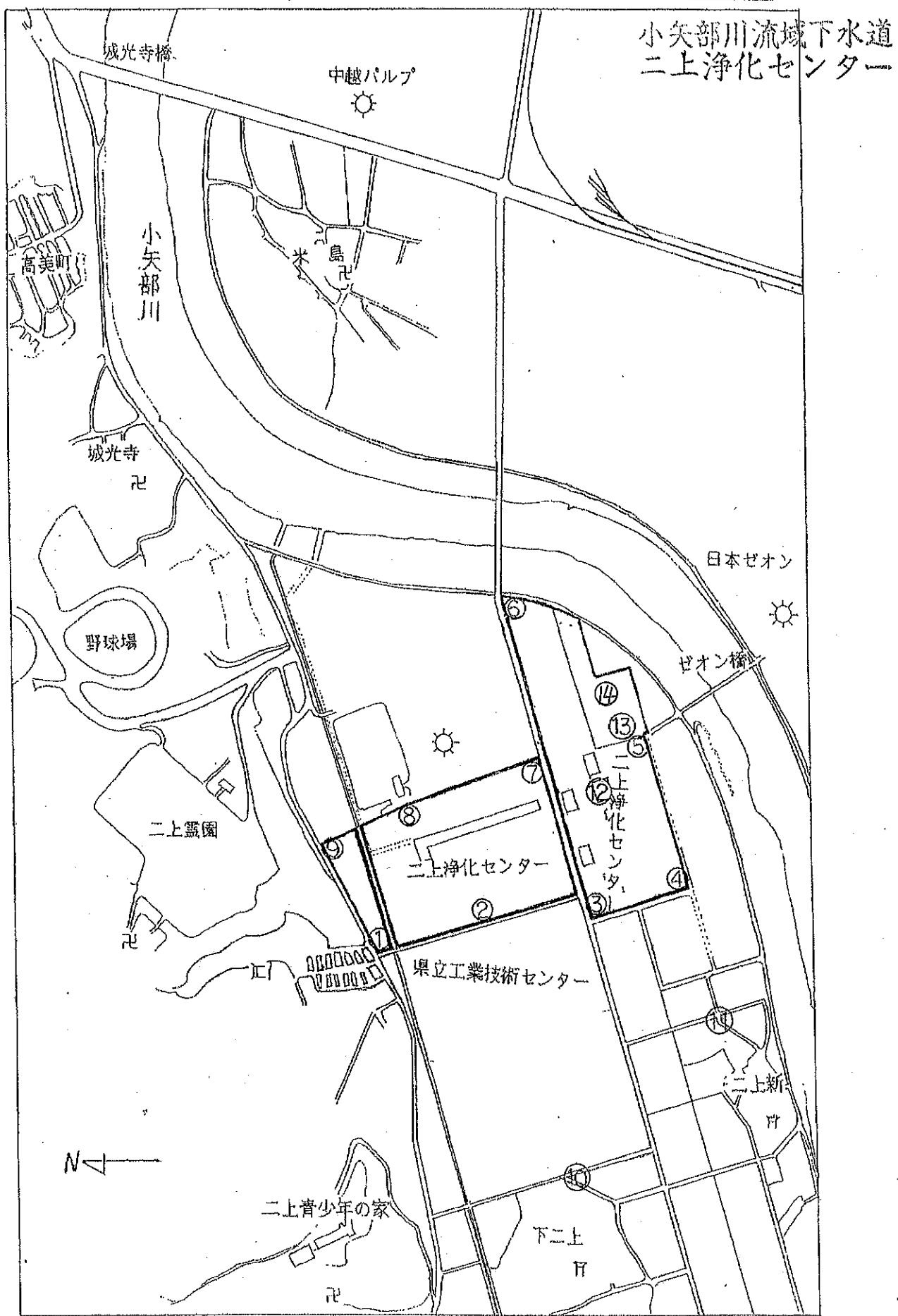
臭気調査位置図 (NO.1)

(広域図)

①~⑨
敷地境界、9箇所十臭突口3箇所

⑫⑬⑭

敷地外2箇所 ⑩~⑪



臭気調査位置図 (NO. 2)

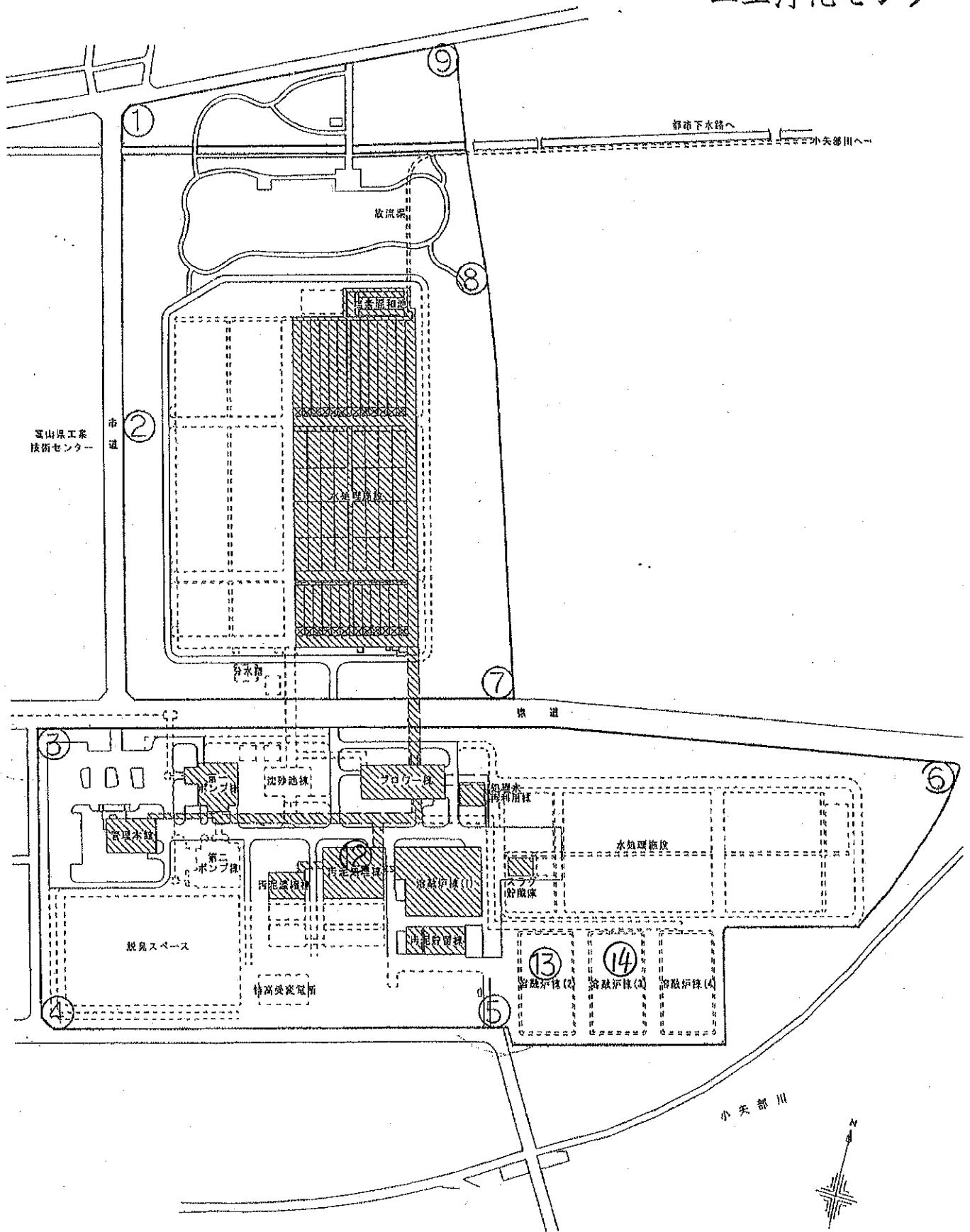
敷地境界9箇所+臭突口3箇所

(詳細図)

①~⑨

⑬~⑯

小矢部川流域下水道
二上浄化センター

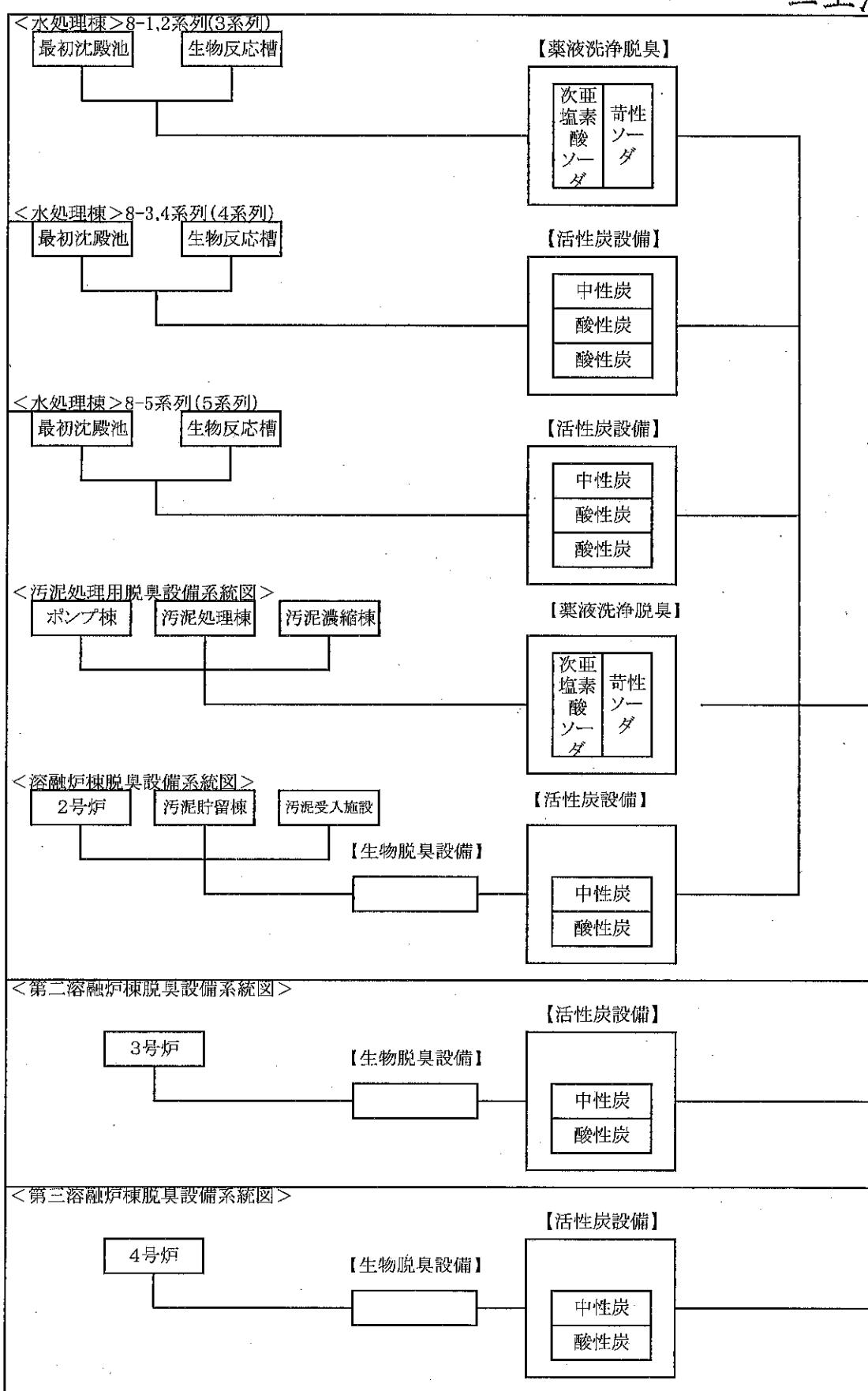


臭突口

① ~ ③

臭気系統図

小矢部川流域下水道
二上浄化センター



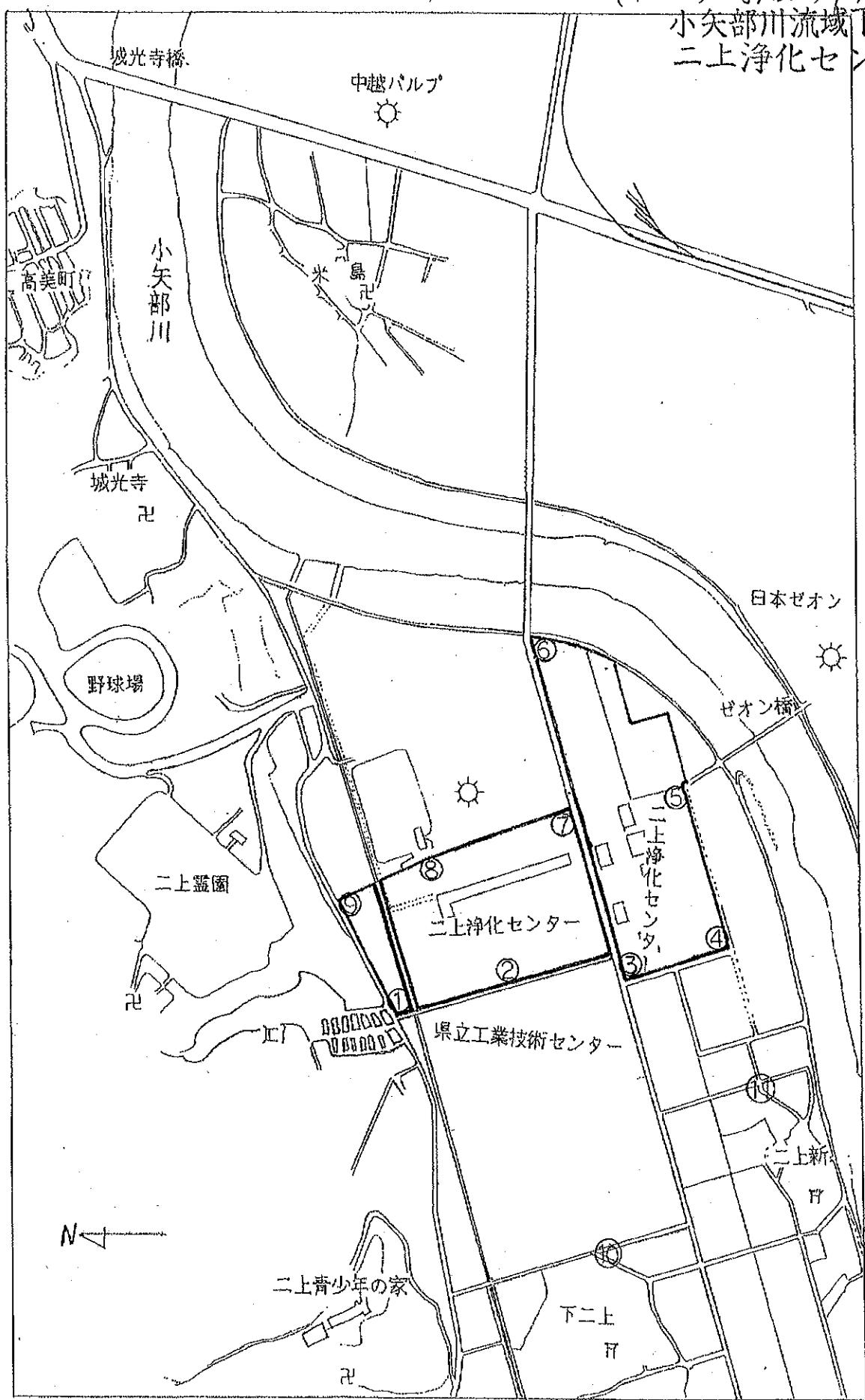
騒音・振動調査位置図 (NO. 1)

11箇所

(広域図)

(浄化センター内9箇所+外2箇所)

小矢部川流域下水道
二上浄化センター

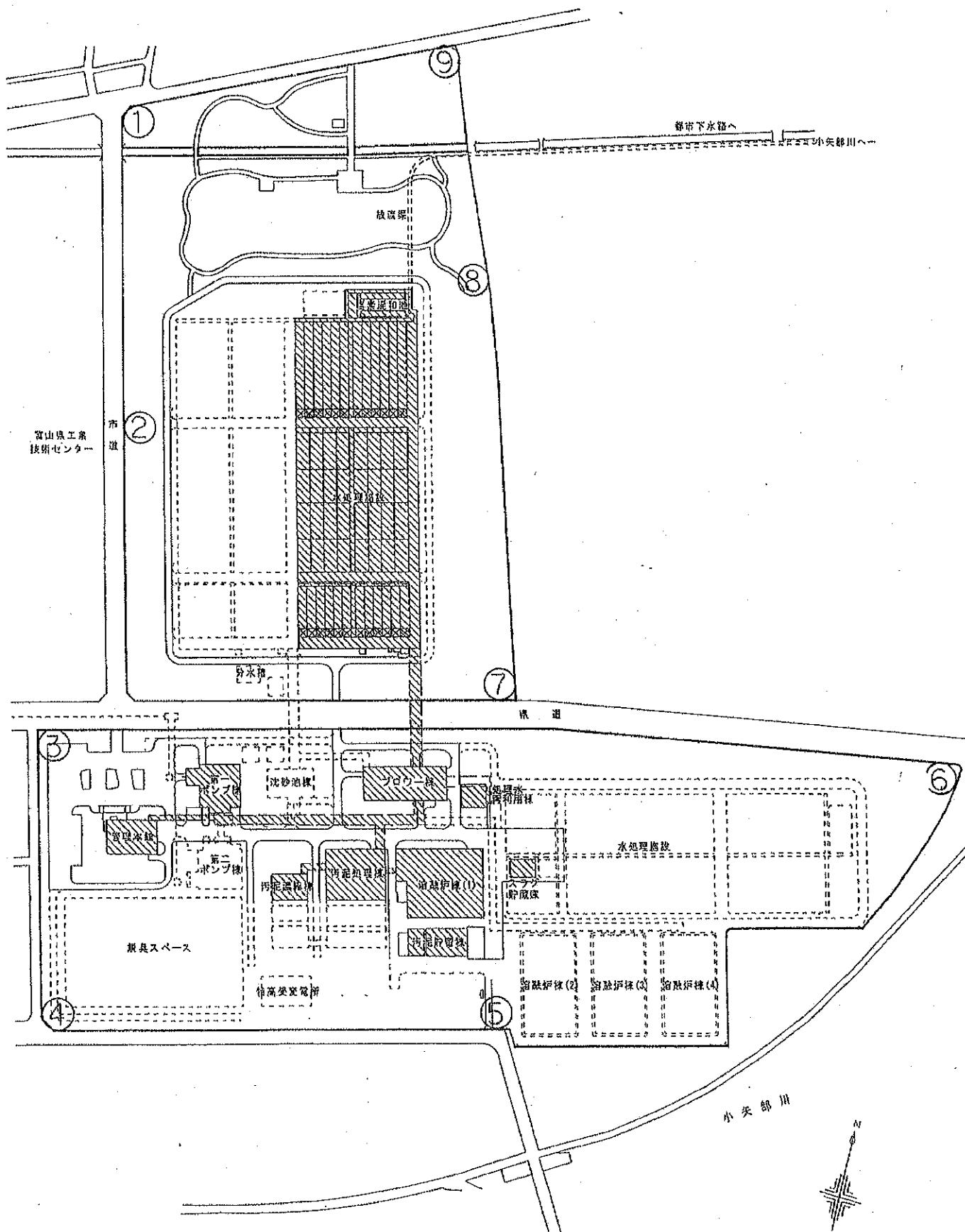


騒音・振動調査位置図 (No. 2)

測定箇所 9箇所

(詳細図)

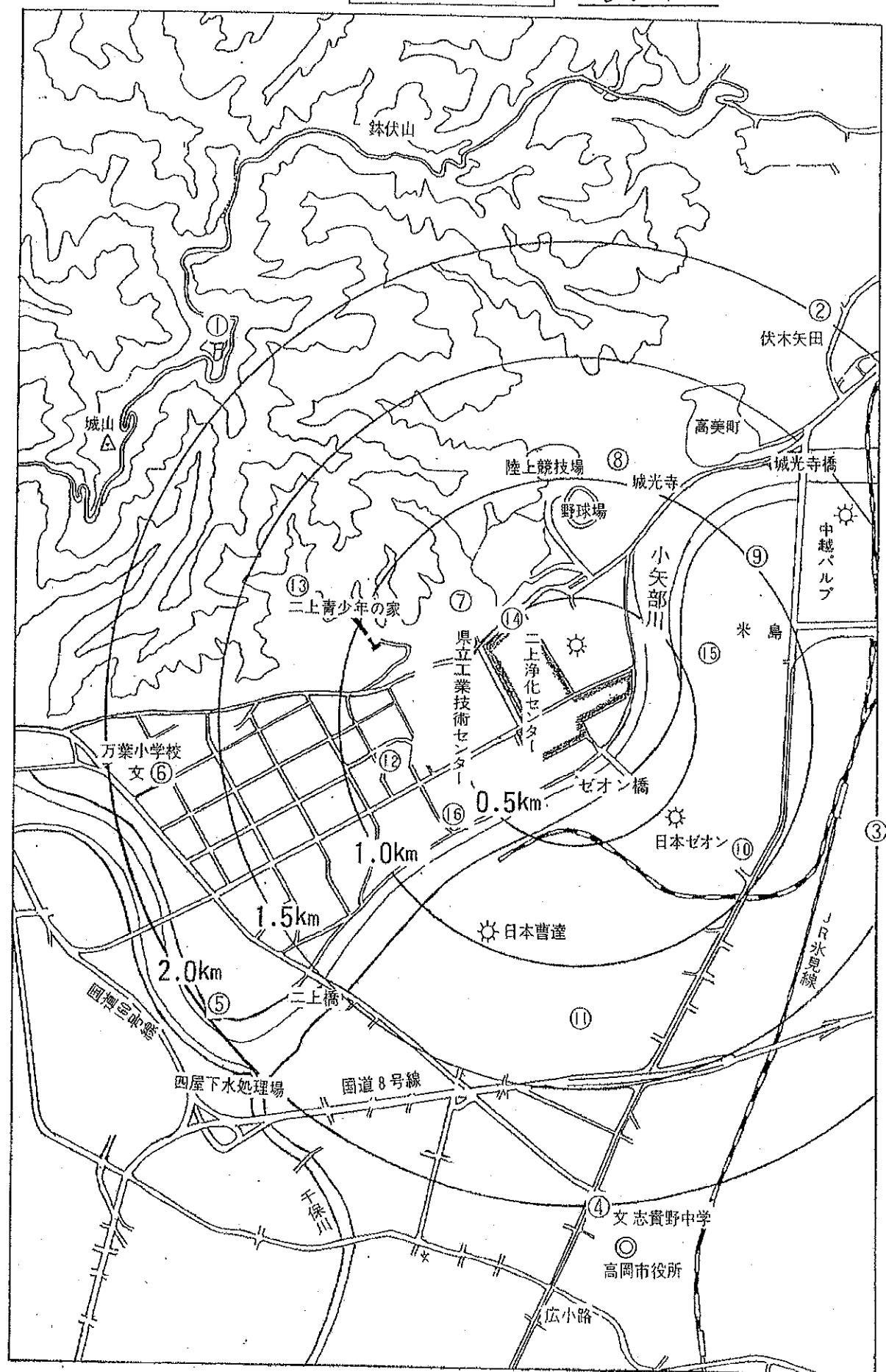
小矢部川流域下水道
二上浄化センター



小矢部川流域下水道
二上浄化センター

土壤調査位置図

16箇所



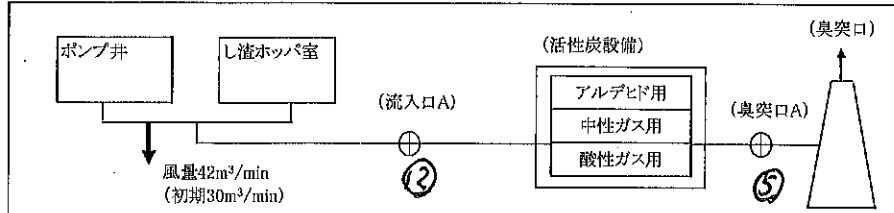
土壤採取場所

No	採取場所
1	二上山頂
2	伏木矢田 矢田神社
3	能町 八幡神社
4	広小路 志貴野中学校
5	守護町1丁目 神明社
6	二上町 万葉小学校
7	二上院内 院内社
8	城光寺 藤巻神社
9	米島 速願寺
10	萩布 萩布天満宮
11	春日丘 白山比咩神社
12	下二上 神明社
13	谷内 射水神社
14	処理場 (浄化センター敷地内)
15	米島 米島神社
16	二上新 明神宮

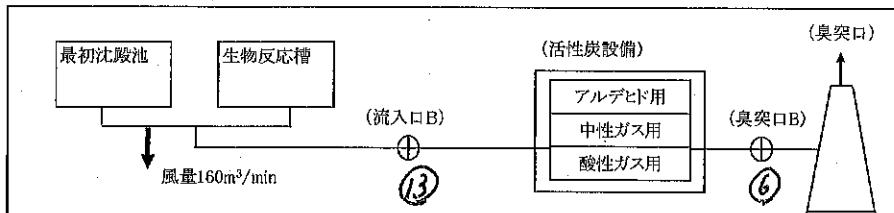
神通川左岸流域下水道

神通川左岸浄化センター

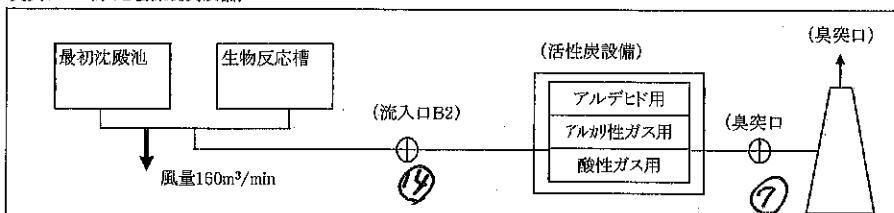
臭突口A(管理ポンプ棟脱臭設備)



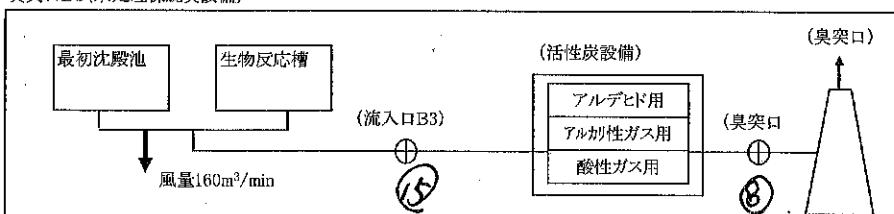
臭突口B(水処理棟脱臭設備)



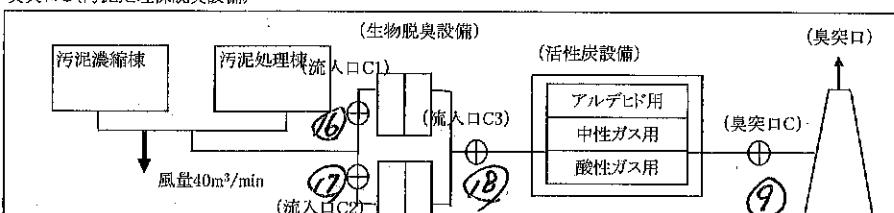
臭突口B2(水処理棟脱臭設備)



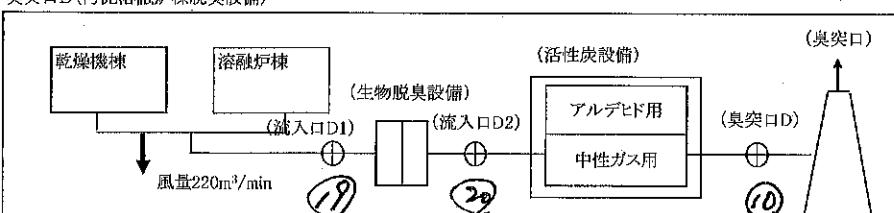
臭突口B3(水処理棟脱臭設備)



臭突口C(汚泥処理棟脱臭設備)



臭突口D(汚泥溶融炉棟脱臭設備)



臭突口E(2号汚泥溶融炉棟脱臭設備)

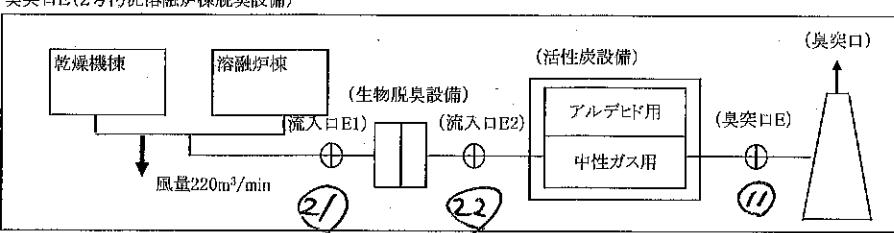
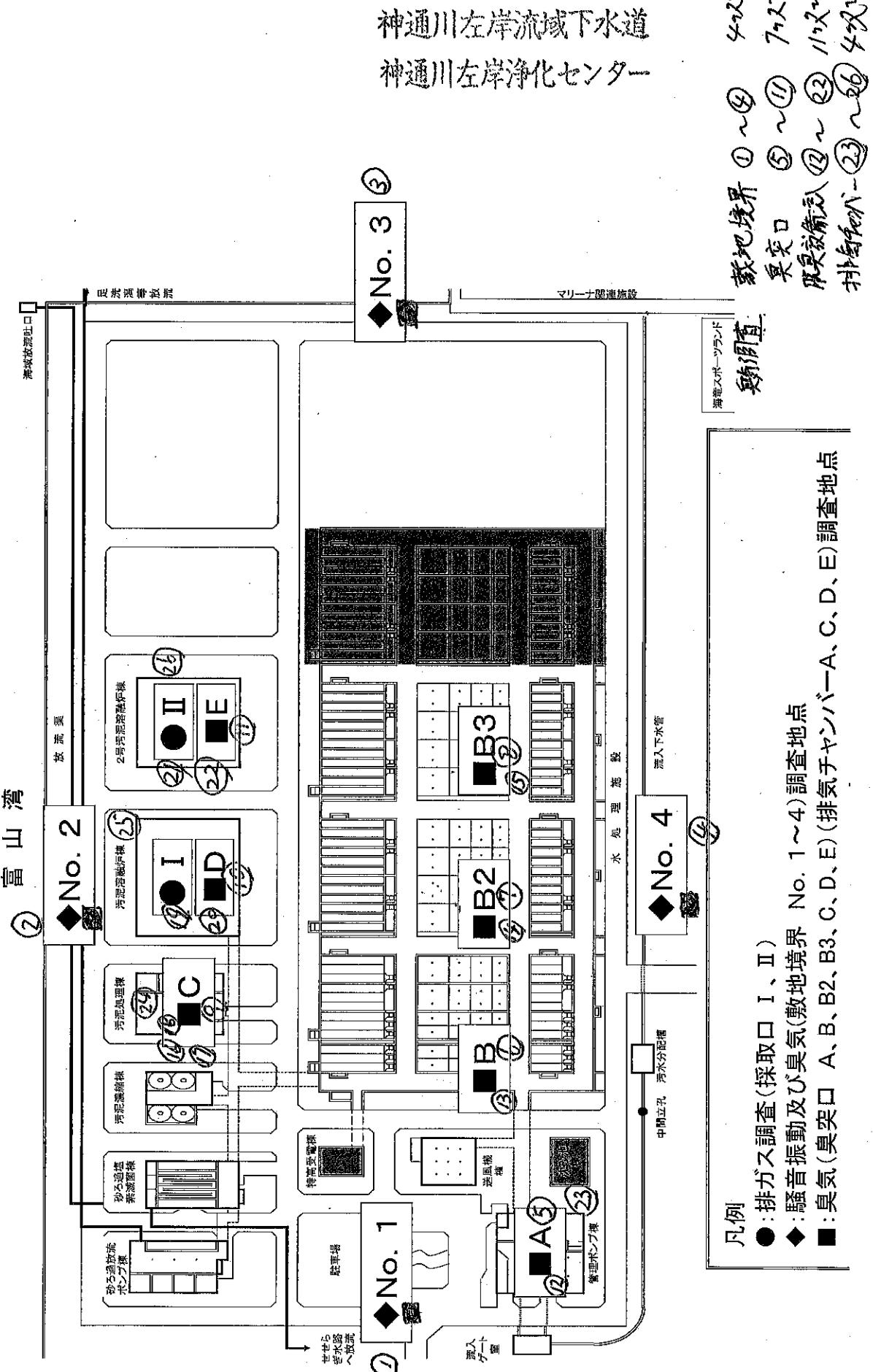


図2 臭突口調査位置図

環境保全調査地図

【神通川左岸浄化センター 騒音・振動・臭気】



参考数量調書

環境保全調査業務委託

平成30年度～平成34年度

枚数	表紙共9枚
設計年月	2017年11月

総括表

委託業務価格	円
消費税相当額	円
設 計 額	円

| 履行行場所 | 高岡市二上及び射水市海童町他 |
| 履行内容 | 二上浄化センター及び神通川左岸浄化センター周辺地域等の環境保全調査 業務を委託するもの。 |

委託費内訳表

費　　目	細　　目	数　　量	単　　位	金　　額	備　　考
1 委託業務価格(税抜き)					
H30年度			1 年		
H31年度			1 年		
H32年度			1 年		
H33年度			1 年		
H34年度			1 年		
小計					
2 消費税相当額					
H30年度	税率'8%		1 式		
H31年度	税率'8%		1 式		
H32年度	税率'8%		1 式		
H33年度	税率'8%		1 式		
H34年度	税率'8%		1 式		
小計					
3 直接業務費(税込)					
H30年度			1 年		
H31年度			1 年		
H32年度			1 年		
H33年度			1 年		
H34年度			1 年		
小計					

表 細 明 務 業 託 委

一位代価表 第 1 号		名 称 排ガス調査(二上浄化センター)		1 ケ年 当たり	
一 金					
名 称	摘要	数 量	单 位	单 価	金 额
塩化水素	溶融炉煙突	6	回		
ダスト、SO _x 、NO _x	溶融炉煙突、ボイラー	10	回		
水銀	溶融炉煙突	6	回		
	計				

一位代価表 第 2 号		名 称 排ガス調査(神通川左岸浄化センター)		1 ケ年 当たり	
一 金					
名 称	摘要	数 量	单 位	单 価	金 额
塩化水素	溶融炉煙突	6	回		
ダスト、SO _x 、NO _x	溶融炉煙突、ボイラー	10	回		
水銀	溶融炉煙突	6	回		
	計				

一位代価表 第3号

臭氣調查(二上淨化センター)

卷之四

1ヶ年 当たり

考 考 考 考 考
查 查 查 查 查

一位代価表 第4号

一 金

名 称 臭気調査(神通川左岸浄化センター)

1 ケ年 当たり

名 称	摘 要	数 量	单 位	单 価	金 额	備 考
硫黄化合物4物質	敷地境界 臭突口等	16 128	検体			年4回
硫黄化合物4物質	敷地境界 臭突口等	16 28	検体			年12回(月1回)
トリメチルアミン	敷地境界 臭突口等	16 16	検体			年4回
トリメチルアミン	敷地境界 臭突口等	16 16	検体			年4回
アンモニア	敷地境界 臭突口等	16 72	検体			年4回
アンモニア	敷地境界 臭突口等	16 28	検体			年4回
スチレン	敷地境界 臭突口等	16 16	検体			年4回
スチレン	敷地境界 臭突口等	72 72	検体			年4回
アセトアルデヒド*	敷地境界 臭突口等	16 16	検体			年4回
アセトアルデヒド*	敷地境界 臭突口等	16 28	検体			年4回
低級脂肪酸4物質	敷地境界 臭突口等	16 16	検体			年4回
低級脂肪酸4物質	官能試験 臭突口等	28 16	検体			年4回
	計					

一号 5 第 表 值 代 一

名 称 騒音・振動調査(二上浄化センター)

金田

1 年 毎 当たり

一位代価表 第 6 号

名田全一

1ヶ年 当たり

一位代価表 第 7 号

名 称 土壤調査(二上浄化センター)

一 金 円

1 ケ年 当たり

名 称	摘 要	数 量	单 位	单 価	金 额	備 考
カドミウム	二上周辺2km圏内	16	検体			
銅	二上周辺2km圏内	16	検体			
六価クロム	二上周辺2km圏内	16	検体			
水銀	二上周辺2km圏内	16	検体			
含水率	二上周辺2km圏内	16	検体			
	計					